

## 「虐待」に関する保育者の意識と経験

ツチヤ ヨウ スノスラ ユキ  
土屋 葉\*1 春原 由紀\*2

目的 個々の虐待ケースに対応する保育者の意識と経験を分析し、保育者支援のあり方を探る。

対象と方法 千葉県，東京都の保育所に勤務する保育者2,000人を対象とし，両都県内の公立・私立保育所に返信用封筒を添付して質問紙を郵送，回収した。調査期間は2002年10月～12月である。

結果 約7割の保育者がなんらかの「虐待のきざし」に出会っていた。とくに「衣服や身体がいつも不潔な子ども」や「子どもに冷淡な態度で接している保護者」に多く出会っていた。一方，約4割の保育者が「虐待ケース」を担当した経験を有していた。保育者の多くは誰かに相談し，協力相手・機関を得ながら対応しており，多種多様な職種との連携もうかがわれた。通告を行った保育者は40.8%であった。通告をしなかった理由は「ほんとうに虐待なのかが判断できなかった」「保護者と十分に話し合いをかさねて改善した」などであった。

「手や足に不自然な傷が絶えない子ども」「服を脱ぐのを異常にこわがる子ども」「身体接触を極端に嫌がる子ども」「子どもが自分になつかない」と頻繁に口にしている保護者」「家族のなかで暴力を受けている保護者」「体罰を「しつけ」であると思っている保護者」は「虐待ケース」として認識されやすく，逆に「衣服や身体がいつも不潔な子ども」「食が細い，盗み食い，食べ過ぎなど食行動に問題をもつ子ども」「病気ではないのに身長や体重が増えない子ども」は「虐待ケース」としてみなされにくかった。「虐待ケース」に対応するなかでケース会議が開かれた場合，保育所は他機関と連携していくことに困難を抱えていた。とくに情報共有にかかわる問題があった。

結論 「虐待」にかかわる保育者の困難は，「虐待」の発見・通告にかかわる困難，保護者・子どもへの支援にかかわる困難，他機関との連携にかかわる困難の3つがあることがわかった。これらはいわゆる虐待問題の広がりとともに，新たに設けられた保育者の役割にかかわるものである。保育者が対応していくためには，保育者を支えるための機能，保育所が他機関と連携していくためのコーディネート機能の設置が必要不可欠である。

キーワード 保育者，子ども，虐待，保育所，連携，児童相談所

### I はじめに

近年，「子どもの虐待」問題の社会的認知の高まりとともに，虐待問題に対応するには，「早期発見，早期介入」が重要であるといわれている。保育者についても，「児童虐待防止法」（平成12

年法律第82号）ではもちろん，「保育所保育指針」（平成11年10月厚生省児童家庭局長通知）においても，「虐待の疑いのある子どもの早期発見と適切な対応」や，通告，他機関との連携の役割が明記されている。さらに保育所の役割として，「地域の子育て家庭への支援機能」が新たに記

\* 1 日本学術振興会特別研究員 \* 2 武蔵野大学人間関係学部教授

載されたことは、保育所における保育者は、虐待を早期に発見し、子どもを援助・支援する役割のみならず、保護者への援助・支援を行う存在であると判断される根拠となっている<sup>12)</sup>。

確かに保育所は虐待を発見しやすい立場にあり、実際に多くの虐待ケースが発見されていることが先行研究により指摘されている。しかし同時に、保育所が虐待ケースへの対応に苦慮していることも示されている<sup>1)</sup>。先にあげた虐待に関して、保育者に課せられた新たな役割は、従来期待されてきた役割とは異なる面をもつため、保育者にもとまどいが生じていることが考えられる。また、単独で対応することが困難な虐待ケースに関しても、他機関との連携システムがうまく機能しないことにより保育者が困難を抱えていることが予想される。

保育者は子どもという接点をもっているために、密室空間である現代の家族に生じる虐待に気づくことが可能な、貴重な存在である。しかし、保育の現場にいる個々人が「虐待」をめぐる対応するなかでどのような経験をし、どのような困難を抱えているのかに関する調査はほとんど行われていないのが現状である。

そこで本研究では、個々の虐待ケースに対応している保育者の経験を丁寧にくみとり、その支援のあり方を探ることを目的とした。具体的には、「虐待」をめぐる現状と保育者の経験を、第1に「虐待のきざし」の発見、第2に「虐待ケース」への対応から探っていくこととし、最終的に、保育者支援のあり方について考えることをめざす。

## II 研究方法

千葉県、東京都の保育所に勤務する保育者2,000人を対象とし、両都県内の公立・私立保育所に調査依頼書と質問紙を返信用封筒添付のうえ郵送し、回収した(有効回答数659人、有効回答率33.0%)。調査期間は2002年10～12月である。

本調査では、「保育者は、かならずしも「虐待ケース」として対応していなくとも、虐待の疑

いのある子どもや親と多く出会っている」という仮定をたてた。「虐待ケース」として対応される以前、あるいは児童相談所に通告される以前の段階において、こうした「虐待のきざし」に保育者がどの程度意識的であり、どのような働きかけを行っているかを知ることが、この調査の1つの目的である。

## III 結果

### (1) 「虐待のきざし」発見

#### 1) 子どもとの出会い

質問項目については、虐待防止に関するパンフレット<sup>3)</sup>および既存の調査で用いられた項目<sup>4)</sup>を参考にし、「衣服や身体がいつも不潔な子ども」「足や手に不自然な傷が絶えない子ども」「病気ではないのに身長や体重が増えない子ども」「表情や反応がいつも乏しい子ども」「性的な言葉や性的な行為が頻繁にみられる子ども」「身体接触を極端に嫌がる子ども」「服を脱ぐのを異常にこわがる子ども」「自分は悪い子だ」「汚い子だ」などと口ばしる子ども」「食が細い、盗み食い、食べ過ぎなど、食行動に問題をもつ子ども」の9項目を、子どもと接するなかで発見される「虐待のきざし」として設定した。そのうえで、近年3年間で「次のような子どもに出会ったことがありますか」と尋ねた(複数回答。3年間と限定したのは、近年の動向について知りたかったため)。

1つでも該当する子どもに出会ったことがあると答えた保育者は69.5% (458人)であった。内訳としては、「衣服や身体がいつも不潔な子ども」(302人)、「表情や反応がいつも乏しい子ども」(196人)、「食行動に問題をもつ子ども」(163人)の順に多い(図1)。

#### 2) 保護者との出会い

「体罰が「しつけ」であると思っている保護者」「子どもについて他者から「責められている」と受けとめる保護者」「子どもに冷淡な態度で接している保護者」「小さな子どもを残してよく外出する保護者」「子どもが自分になつかない」と頻繁に口にする保護者」「家族のなかで暴力を

うけている保護者」の7項目を、保護者の様子から発見される「虐待のきざし」として設定し、1)と同様に尋ねた。

こうした保護者には73.6%(485人)の保育者が出会ったことがあると回答している。さらにこれらの保護者について「父親」「母親」「その他」の別に尋ねたところ、父親よりも母親に多いという結果であった。全体としては「子どもに冷淡な態度で接している保護者」(323人)、「子どもに無理な要求をする保護者」(300人)、「体罰が「しつけ」であると思っ

ている保護者」(274人)、「小さな子どもを残してよく外出する保護者」(247人)の順であるが、母親と父親の内訳は若干異なる。母親では3番めに「子どもについての他者からの意見を「責められている」と受けとめる保護者」(219人)があがっている。父親では「体罰が「しつけ」であると思っ

ている保護者」(133人)が圧倒的に多く、「子どもに無理な要求をする保護者」(62人)、「小さな子どもを残してよく外出する保護者」(58人)が続く(図2)。

(2) 「虐待のケース」への対応

次に、「虐待ケース」担当の経験についてみていこう。「あなたはこの3年間に、虐待ケース、あるいは虐待が疑われるケースを担当したことがありますか」という質問を行った。これに対しては、37.2%(245人)の保育者が「ある」と答え、2つ以上のケースを経験したと答えた者も30%を占めた。以下に、最も印象に残った1ケースについて答えてもらった結果を示す。

気づいたきっかけとしては「子どもの様子」(196人)が多く、次いで「保護者の様子」(87人)、「子どもからの訴え」(58人)、「母親からの訴え」(52人)が続く。他機関からの情報により「入園前から知っていた」(43人)という回答も少なからずあった。

図1 どのような子どもに出会ったか(複数回答)

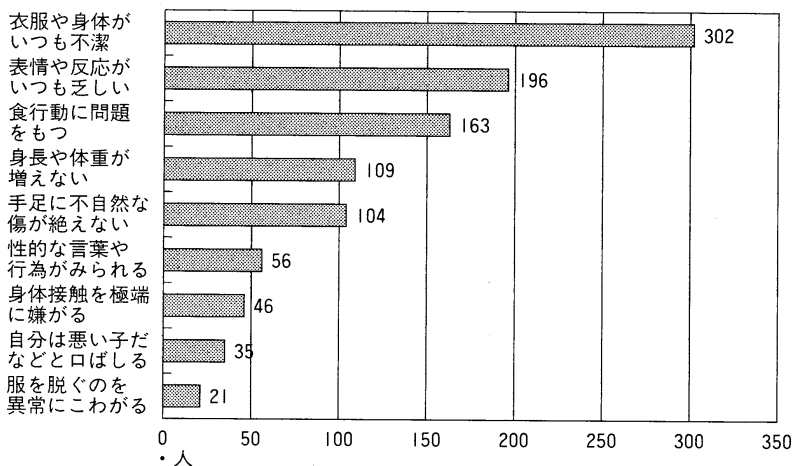
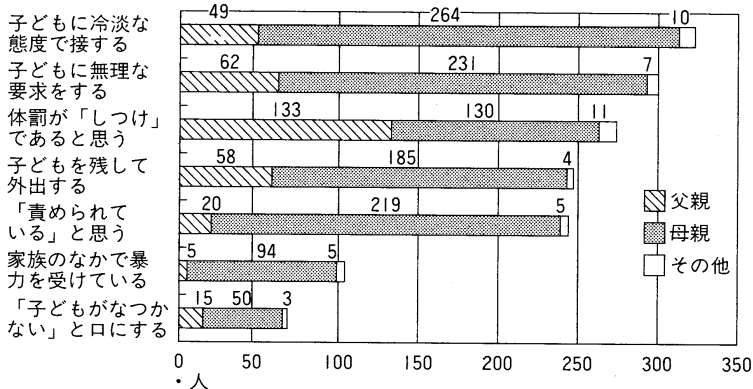


図2 どのような保護者に出会ったか(複数回答)



こうした「虐待ケース」に出会ったとき、保育者の多くは誰かに相談し、なんらかの機関と協力しながら対応を進めている。ケースの対応について「誰かに相談しましたか」という質問に対して、担当した88.6%の保育者が「はい」と回答している。また、「どのような人と協力していきましたか」と尋ね、この回答欄に1人・1つの機関でも記入した保育者を「協力者あり」とカウントした結果、79.6%の保育者が協力者を得ていた。

ここにおいて、「虐待ケース」に対応する際の協力体制の広がりがみられる。まず、相談相手・機関として、217人の保育者から延べ284の回答が寄せられた。また、協力相手・機関として、195人の保育者から延べ444の回答が得られた。平均すると、1人の保育者が1.3(人)の相談相手を、また、2.3(人)の協力相手・機関を得たことになり、数の上での広がりがみられる。それだけではなく、協力する相手も広範囲になっ

てくる。

相談相手としては、保育所内（所長・同僚など189人）が圧倒的に多く、次に児童相談所（27人）、役所・行政（24人）と続く。一方、協力相手としては、上位の順位は、保育所内（173人）、児童相談所（53人）、役所・行政（47人）と変わらないが、役所・行政、児童相談所、保健所・保健師すべてにおいて数が増えていること、民生・児童委員（25人）、医師（12人）などもあがってきていることから、保育者は協力の場面になると多種多様な職種と協力・連携していることがうかがえる。

通告については、40.8%（100人）の保育者が行っている。通告先としては児童相談所が54%（54人）と圧倒的に多く、次に市役所15%（15人）である。通告までの期間は3か月以内が半数を占める。通告しなかった4割の保育者は、その理由として、まず、「ほんとうに虐待なのかが判断できなかった」（48人）をあげている。また、「保護者と十分に話し合いを重ねて改善した」（46人）、「保育所内で協力体制をとることで改善した」（43人）のように、保育所内で解決したケースもある一方、「通告するほどのケースではないと判断した」（16人）、「保護者との関係が悪くなることをおそれた」（6人）などの理由もみられた。

### （3） 発見・通告の困難

上で述べたように、「虐待のきざし」に出会ったことがある保育者は約7割であるが、「虐待ケース」を担当したことがある保育者は4割弱に減る。重要なのは、「きざし」が一概に「虐待ケース」として認知されるわけではないということである。では、どのような特徴をもつ「きざし」が「虐待ケース」ととらえられるのだろうか。

「きざし」を発見した経験と、「虐待ケース」担当の経験をクロス集計したところ、有意差がみられた（表1～表3）。このことから、ある種の「きざし」を発見した保育者群が、他の「き

表1 「虐待ケース」とみなされやすい虐待の「きざし」（子ども）\*\*\*

（単位 %）

	不自然な傷が絶えない	服を脱ぐのをこわがる	身体接触を極端に嫌がる
「虐待ケース」担当経験あり	72.1	71.4	69.6
なし	27.9	28.6	30.4

注 \*\*\*P<0.01

表2 「虐待ケース」とみなされにくい虐待の「きざし」（子ども）\*\*\*

（単位 %）

	衣服や身体がいつも不潔	食行動に問題をもつ	身長や体重が増えない
「虐待ケース」担当経験あり	47.8	51.2	52.8
なし	52.2	48.8	47.2

注 \*\*\*P<0.01

表3 「虐待ケース」とみなされやすい虐待の「きざし」（保護者）\*\*\*

（単位 %）

	「子どもがなつかないと口にする	家族のなかで暴力を受けている	体罰が「しつけ」であると思う
「虐待ケース」担当経験あり	76.7	58.9	57.1
なし	23.3	37.9	42.9

注 \*\*\*P<0.01

ざし」を発見した保育者群よりも、「虐待ケース」を担当する割合が高いことがわかる。詳しくみると、まず、子どもについては、「足や手に不自然な傷が絶えない子ども」（72.1%）、「服を脱ぐのを異常にこわがる子ども」（71.4%）、「身体接触を極端に嫌がる子ども」（69.6%）という「きざし」を発見した保育者は、「虐待ケース」を担当する割合が高い、すなわち、これらの「きざし」は「虐待ケース」として認知されやすいといえるのではないかと。

逆に、認知されにくい「きざし」はなんだろうか。「衣服や身体がいつも不潔な子ども」（47.8%）、「食が細い、盗み食い、食べ過ぎなど食行動に問題をもつ子ども」（51.2%）、「病気ではないのに身長や体重が増えない子ども」（52.8%）といった子どもたちの様子は、「虐待ケース」として認知されないことが比較的多い。

次に、保護者については、特に「虐待ケース」として認知されやすいものだけが浮かび上がってきた。「子どもが自分になつかない」と頻繁に口にする保護者（76.7%）、「家族のなかで暴力を受けている保護者」（58.9%）、「体罰を「し

図3 他機関との連携の困難

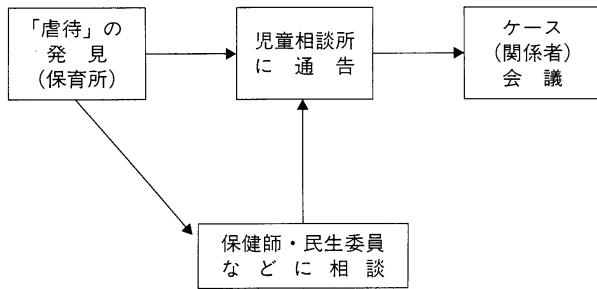
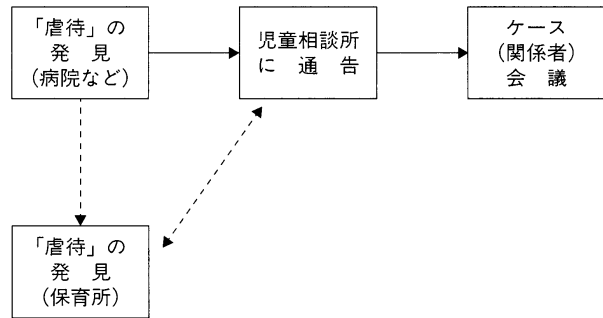


図4 情報共有の困難



つけ」であると思っている保護者」(57.1%)  
が、他の「きざし」と比べて「虐待ケース」と  
して認知されやすい。

#### (4) 他機関との連携の困難

保育者の「虐待ケース」への対応からみえてきたのは、保育所と他機関との連携の困難という面であった(図3)。まず、保育所において「虐待」が発見されると、多くは保育所内の会議において対応策が練られる。ここで保育所内で独自の対応をとる場合もあるが、その後、児童相談所に通告する、地域の保健師や民生委員・児童委員に相談するなど、外部機関との連携が図られることもある。地域の関係団体に相談した後、児童相談所に通告されることもあり、その次の段階として関係者によるケース会議が開催されることが多い。

しかし、児童相談所に通告しても具体的な動きがなく、事態が何も変わらなかったという報告もあった。また、他機関と連絡をとりあうことはあっても、現状を報告しあうだけにとどまり、解決に向かうことが困難だったというケースもあった。

ここで重要なのは、こうした機関が協力・連携していくときのコーディネート機能の不在、あるいは弱さである。保育者からは「ケース会議を開くのは児童相談所だと考え、自分からは招集しなかったが、いつまで待っても児童相談所は動いてくれなかった」という声も寄せられていた。この結果、保育者は、日々保育所に通ってくる子どもたちを、ただ見守ることしかできない、という無力感を抱えていくことになる。また、情報共有にかかわる問題もみえてきた(図4)。

病院や母子寮などにおいて「虐待」が発見され、児童相談所に通告されているが、保育所にはそうした情報が伝えられなかったというケースも報告されている(具体的には、きょうだいが保護者から「虐待」を受けていて、ある機関がそれを把握していたが、下の子どもが通う保育所には全く情報が伝わっていなかったというケース)。

## IV 考 察

「虐待」にかかわる保育者の困難は、おもに3つあると思われる。これはいずれも近年のいわゆる虐待問題の広がりとともに、新たに設けられた保育者の役割にかかわることである。

1つめは、「虐待」の発見・通告にかかわる困難である。先にみたように、「虐待のきざし」が発見されても、すべてが「虐待ケース」とみなされるわけではない。また、「虐待ケース」と認知していても、すべてが児童相談所に通告されるわけでもない。このことは、「虐待」を判断することの難しさと、「家族の問題」に介入することの難しさを示している。「虐待」の発見は、「ともすれば家庭養育の密告的な要素をもちやすく、保護者との関係から躊躇する保育士が多い」と指摘されていることが裏づけられたといえるだろう<sup>2)</sup>。2つめは、保護者・子どもへの支援にかかわる困難である。先の点とも関連するが、家族への介入の困難とあいまって、保護者・子どもへの対応の難しさが報告されている。これについてはさらなる分析が必要である。3つめは、他機関との連携にかかわる困難である。これは、保育所と他の機関との間での情報共有がうまく

行えない、複数の機関が連携・協力していくためのコーディネート機能が不足しているなどがあげられる。機関の連携がうまくいっていないことにより、保育者は、保育所に通ってくる子どもを、毎日ただ見守るしかないといった無力感を抱かざるを得ないことになる。

これまで保育者に求められてきた役割は、基本的には子どもの保育・ケアであった。しかし、「虐待」問題に関して、保育者はこれまでとは異なる役割を課されることになっている。ここに保育者のとまどいや混乱がみてとれるのではないだろうか。

最後に、保育者支援のあり方を考えてみたい。第1に「虐待ケース」に対応する保育者を支えるための機能が必要であろう。まず、「虐待」の判断・通告、子ども・保護者への対応に迷いが生じたときの専門家による支援が必要である。具体的には医師・看護師・カウンセラーなどの専門家による支援が考えられる。次に、保育者自身への精神的な支援である。「子どもと保護者への対応で疲れ果て、気力さえ失いかけた」という保育者は少なくない。保育所のなかにスーパーバイザー的な機能を設けるといったことが考えられる。重要なのは、1人の保育者が抱え込むのではなく、保育所全体、地域全体がケースに対応するということである。

第2に、複数の機関の連携のためのコーディネート機能の設置が必要である。特定の組織やネットワークを設けることはもちろん必要であるが、それだけでなく、それぞれの機関の役割

を明確にしたり、ケース会議を招集したりするコーディネート機関が必要であろう。もちろん迅速で確実な対応が求められることはいうまでもない。

今後は、「虐待」をめぐる保育者の意識と経験について、並行して行ってきたインタビュー調査の結果をあわせ、より深く分析していきたい。そして保育者支援のあり方について考察していくことが残された大きな課題である。

#### 謝辞

本調査は武蔵野女子学院による「特別研究」の一環として行った<sup>5)</sup>。多忙ななか、調査に協力していただいた保育所の先生方に心から御礼申し上げます。

#### 文 献

- 1) 下泉秀夫. 児童虐待における保育所(園)の役割と関係機関のネットワーク. こどもの虐待とネグレクト JaSPCAN 2001 ; 3(2) : 282-92.
- 2) 山本真美. 保育所保育指針. 高橋重宏・庄司順一編著. 子ども虐待. 中央法規, 2002 ; 58-9.
- 3) 才村純監修. 地域における児童虐待防止に向けて. 全国保育協議会, 2002.
- 4) 望月珠美, 高玉和子. 保育に携わる者の児童虐待に関する認識 : 幼稚園教諭および保母を対象にした調査の結果をもとに. 障害理解研究. 1996 ; (1) : 45-50.
- 5) 春原由紀, 土屋葉. 「子どもの虐待」に関する保育者の意識と経験 2002年調査報告書. 2003.